トピックス

海外における研究評価について

通信経済研究部主任研究官（元研究交流課長）　高地　晴子

1　はじめに

最近、我が国において、研究評価についての関心が高まっている。評価というと、兎角、○×や点数等により評価者が一方的に善し悪しを判断するといったイメージがあるが、評価者による一方的な評価や数値的評価ばかりが評価とは限らない。例えば、政策研究の評価では、学術的な評価に加え、政策形成にいかに貢献したかといった点がより重要なポイントとなろうが、これを数値的に評価するのは難しく、また適切であるとも言えない。

それでは、どのような評価が、効果的な評価なのか。それは、個々の研究機関の使命や研究評価を行う目的等により異なるものであるため、一般化することは難しく、様々な事例等を参考に個別に検討して決めていくしかないと思われる。

このような関心から、郵政研究所における研究評価の在り方を検討する上での参考にすることを目的として、研究評価に実績があるといわれるイギリス、オランダ、ドイツの研究評価について調査を行った。本報告は、現地におけるインタビュー調査及び文献調査を基に、３国の研究評価の状況についてまとめたものである。

2　イギリスにおける研究評価

⑴　イギリスにおける研究評価の発展

イギリスの研究評価には長い歴史があり、王立協会では、４世紀以上も前からピアレビュー（専門家による評価）が行なわれていた。このため、欧州で最も発展した評価システムを確立していると言われている。しかし、政府として体系的な評価システムへの取り組みが本格的に行われ出したのは、1980年代に入ってからである。

1980年頃から、政府内における財政的プレッシャーから政府プロジェクトへの優先付けが必要になり、評価に対する関心が増大してきた。この頃、キャビネットオフィスには、研究評価のための検討委員会が組織され、評価のためのガイドラインが作成された。ガイドラインでは、各省庁に対し、調査研究が各省庁の目的に照らして適切なものであったかを判断するため、研究評価を行うべきとされた。

以後、各省庁において評価への取り組みが進められると共に、評価の手法等が開発されてきた。また、評価についての学問的な研究なども行なわれるようになり、評価の専門家なども生まれてきた。

⑵　イギリスにおける評価基準―ROAMEF―

上述のような経緯から、イギリスの政府機関においては、評価をマネージメントにおいて必要な一部分とみている。このような考えから生み出された評価の基準として、ROAMEFというシステムがあり、政府機関に広く採用されている。ROAMEFシステムでは、研究を政策目的と結びつけることと、政策目標の達成度に評価の焦点を

当てることを目指している。この基準に基づき、各省庁は評価レポートを作成している。

RはRationaleであり、なぜ政府は、この活動（プログラム）をする必要があるのかを説明する。OはObjectivesということであり、この研究によって何をめざしているのか（研究の目的）を明確に示さなければならない。この目的は、必ずしも数値的に示される必要はないが、評価されうる形（具体的な内容）で示す必要がある。AはAppraisalであり、どのように委託研究内容や委託研究者を選択したかを説明する必要がある。MはMonitoringであり、研究プログラムの進捗状況の評価を実施し、それを示さなければならない。EはEvaluationであり、研究プログラムが終わったときの結果の評価を行わなければならない。FはFeedbackであり、当該研究プログラムが将来に与えるインパクト（影響）についても示すことが必要である。インパクトがすぐに現れないものであれば、最終的なインパクトがどのようであったかをみるために、プログラム終了後も、長期にわたって（場合によっては、何年にもわたって）評価し続けることが必要になる。

⑶　研究評価のサイクル

イギリスでは、また、研究評価を一つのサイクルの中でとらえている。

評価には、研究プログラムの開始前（計画）の評価（Exante　Appraisal)、プログラム進行中の評価（Monitering, Interim Evaluation, or Real Time　Evaluation―これらは数ヶ月かけて実施）とプログラム終了後の評価 （Expast Evaluation）があり、終了後の評価は、今後当該分野において新たな研究プログラムを開始するかどうかの判断につながっていくことになる。これらの評価の流れを「評価のサイクル」と呼び、常に一つの評価は次の評価へつながっていくものとしてとらえている。この評価のサイクル全体をAssessmentと言っている。

いわゆる評価（evaluation）と言われるものは、大半の場合、プログラム終了の前に行われているものをさす。

⑷　イギリスにおける評価の特徴

イギリスの評価の基本思想は、‘Value　for Money’（投資に見合う価値）と言われ、一般的に評価結果と資金配分が直結している。このため、競争原理が働き、優れた研究を行うものにはより多くの資金が投入されることになる。

また、イギリスの研究評価の特徴としては、著名な研究者や有識者による評価よりもプロフェッショナルな評価者による評価に信頼が置かれていること、研究機関の運営評価よりもむしろ研究プログラムに対する評価が一般的であること、評価サイクルの中での評価ということが重視され、最終的なインパクト（影響）にまで評価が及ぶこと、などがあげられる。

⑸　イギリスにおける政策研究の担い手

省庁においてはいくつかの研究ユニットをもっているところもあるが、各省庁自身が行う政策研究はほとんどない。各省庁とも外部の研究機関等に委託をして研究を行わせているのが一般的である。この場合、研究をどこに委託するかは、原則、競争ベースである。ただし、特定の研究内容で特定の研究機関しかできないことが明らかな場合は、指名入札や特定研究機関への委託もある。

イギリスにおいて政策研究を行う主な機関は、次の４つである。

１）大学（学部、大学の研究センターなどを含む）

２）独立した非営利研究機関（慈善機関であり、政党の関係団体などもある）

３）民間セクター（会計事務所など）

４）民営化された元省庁所属研究機関

省庁からの委託研究は通常短期間であり、委託金額は高いが定められた期間内に成果を出さなければならない。これらの委託研究以外にも、当然、大学や各研究機関は、アカデミックな立場からの政策研究を行い、随時、発表・出版を行っている。これが、各研究機関の評判を高めることにつながれば、将来、省庁からの研究の受託や研究助成を行っているRC（リサーチカウンシル）[1]からの研究助成金の獲得にプラスになるからである。

⑹　研究評価の目的

公的分野の研究評価の主たる目的は、次の３つである。

①Accountability（研究に対する説明責任）

②Legitimation（論理性があるか、研究目的に照らし筋道がとおっているか）

③Policy　Learning（政策的な洞察がなされているか）

⑺　評価の対象

イギリスの研究評価は、大半が研究プログラムに対する評価であり、研究所そのものの機関評価はほとんど行われていない。研究プログラムが明確な目的をもったものか、その目的に照らして的確に研究が行われたかどうかが評価の重要なポイントになる。

⑻　評価の方法

評価の方法は、研究者又は研究所に対し質問票を作成しそれに答えてもらうこと、その後、研究所を訪問し当該研究プログラムに関係したあらゆるレベルの研究者に対しインタビューを行う訪問調査を実施するのが一般的である。

イギリスには、評価の専門家（マンチェスター大学科学技術政策研究所（PREST）、サセックス大学科学政策研究部（SPRU）等）がおり、各省庁等は、依頼した調査研究の評価について、最もよい評価を行うことができると思われる評価の専門家を競争ベースで選定の上委託し、評価を実施させる。ただし、評価に基づく各種の政策決定については、外部有識者等からなるパネル委員会を設置し、評価資料を基にパネル委員会が政策についての判断を行うのが一般的である。

⑼　評価結果の取り扱い

原則として評価結果は公表していないが、政府は、評価結果の概要レポートを作成しそれを公表している。

⑽　社会科学分野における政策研究評価の例

社会科学分野の政策研究については、リサーチカウンシルのうち社会科学分野を所掌しているEconomic Social Research Council（ESRC）が、評価部門をもっている。

ESRCでは、主としてプロジェクトレベルの評価を行っている。プロジェクトの最終報告書（１～２の出版物等）をレフリー（その分野の専門家）に送り、コメントをもらうのが一般的な評価の方法である。

ESRCの資金助成により設置された研究所に対しては、研究所そのものの評価も行っている。評価を委託された機関が、訪問調査等を行い、研究所に関するバックアップ資料及びそれに基づく評価コメントを作成する。それらの資料に基づき、

---

[1] リサーチカウンシルは、どの省庁にも共通に活用できる研究を管理する目的から、科学技術院（貿易産業省に属しているが独立性がある。）の中に設置されている組織であり、現在、６つのリサーチカウンシルがある。それぞれのリサーチカウンシルは、異なる研究分野を担当している。

ECRCが設置したハイレベル委員会（パネル委員会）が、評価について議論する。

例えば、競争により評価を受託した評価の専門家（PREST等）が、研究テーマ、スタッフメンバー、パブリケーションの数、引用数、研究の手法、予算の拡充状況、リサーチトピックスのバランスなど、あらゆる観点から研究所の評価を行い、その評価結果レポートと共に、研究テーマの変更等評価者の勧告を付与した意見書を作成する。これらは、バックアップ資料としてパネル委員会に提出され、パネル委員会が最終判断を行う。評価に要する期間は大体数ヶ月である。

3　オランダにおける研究評価について

⑴　オランダの公的研究体制

オランダでは、行政レベルと研究レベルを結ぶ役割を果たす学術中間機構（以下、中間機構）が発達している。中間機構は、行政と研究の間の意見調整、傘下の研究機関や大学の研究評価、研究プロジェクト等への資金配分のための研究評価、研究資金の配分、学術政策についての政府への助言等を行っており、オランダの公的研究体制において重要な役割を担っている。

主な中間機構としては、教育文化科学省等から配分される資金を大学や傘下の研究機関等に競争的に再配分するNWO（科学技術財団）、科学全般における政府への助言や傘下の研究機関の研究評価を行うKNAW（アカデミー）、国内の14大学と教育文化科学省の仲介的役割を果たすVSNU（大学連合）、各省庁へのアドバイスを行うセクタカウンシル等がある。

⑵　研究資金の流れ

政府の研究資金の大半は、高等教育政策と科学政策を扱っている教育文化科学省を通じて提供される。これらの資金は、大学に直接配分されるほか、主にKNAWやNWO等の中間機構を通じて、傘下の研究機関や研究プロジェクト等に再配分される。教育文化科学省のほか、健康厚生スポーツ省、農業自然水産省、経済問題省や他の省庁からの資金提供もある。

⑶　進んだ研究評価システム

オランダにおける研究評価は、1980年代初頭から行われており、確立された評価システム及びその実績は、欧州の中でも高い評価を受けている。このため、欧州、アメリカなどから視察団も訪れている。

イギリスの評価の基本思想が‘Value for Money’と言われるのに対し、オランダの評価は、‘Self–improvement’と言われ、研究機関の自律性を尊重しつつ、研究の質的向上を図ることに力点がおかれている。

評価活動を行う主な主体としては、国内14大学の研究の質、研究の生産性、発展性等の評価を行っているVSNU、主にピアレビュー（専門家による審査）により傘下の研究機関の研究評価を行うKNAW、主として資金供与の観点から、質的な研究評価を行うNWOなどがある。

⑷　オランダの研究評価の特徴

KNAWやNWO等の中間機構によるオランダの評価には、次のような特徴がある。

まず、オランダにおける研究評価の主たる目的は、研究の質の向上（‘Quality Control’）であり、質の高い研究を維持するために定期的な評価を実施している。

評価の方法としては、該当する研究分野の専門家からなる委員会形式による評価が一般的である。この際、評価委員会には、資金の出し手である政府からの代表者は参加しておらず、専ら研究の質の向上という観点から、オランダ国内の専門家の

みならず世界のトップレベルの専門家にも参加してもらっている。

評価のプロセスにおいては、研究機関への直接の訪問調査が重視されており、評価者と研究者との直接のコミュニケーションを通じた対話的な評価に重点がおかれている。これは、研究機関の自律性を尊重するという評価思想によるものといえよう。研究機関が評価委員を推薦できること、外部評価委員会による評価結果は、研究機関にフィードバックされ研究機関からもコメントを付すことができること、なども同様の考え方に基づくものと思われる。

なお、外部評価委員会による評価結果は、研究機関の改善という観点から研究機関の将来の方向性や人事、予算方針などに反映されることになるため、研究機関や関係者には報告される。しかし、一般国民への説明という視点は含まれていないため、一般国民へは公表されない。ただし、結果の概要については公表されている。

⑸ KNAW(アカデミー)における研究評価の実例

① アカデミーの概要

アカデミーは、1808年ルイ・ナポレオン王のデクレにより設立された王立科学文芸研究所（The Royal Institute of Sciences, Letters and Arts）を前身とする学術機関であり、現在は、高等教育及び科学研究法（1993年）を根拠に設置されている。

主たる活動は、科学の振興、オランダ国内及び海外の学者との交流・協力の推進、科学全般における政府への助言、質的な研究評価（ピアレビュー）の実施である。

アカデミーは、200人のメンバーからなっている（うち70人は外国人）。200人は、科学部門（生物、化学、地球科学、数学、医学、物理学・宇宙工学、技術工学）と人文部門（歴史、言語・文学、法学、哲学・論理学、社会科学）から構成されており、それぞれ110人、90人のメンバーがいる。卓越した業績をもつ65歳以下の現役の学者がメンバーになれる。

それぞれの部門に部門ボードがあり、ボードの会合は毎月行われている。両部門にまたがるボードとしては、ジェネラルボード（GB）とエグゼクティブボード（EB）があり、GBのメンバーは、アカデミーの長、各部門のボードから５名ずつで構成されており、EBは、アカデミーの長、事務総局長、各部門の議長から構成される。

また、アカデミーは、政府からの資金と寄付により運営されている。

② 評価対象機関

アカデミー所属の14の研究機関に対し、定期的に評価を行っている。

③ 評価の目的

研究機関の質の向上を図ること（ピアレビュー）が目的である。国際的に著名な学者に外部評価を行ってもらうことにより、学術政策・技術政策の形成やリサーチプログラムの作成において重要となる情報などを収集することも期待している。

④ 評価の方法

各研究機関に対し、５年ごとに外部の専門家からなる評価委員会による評価を実施している。評価委員は、当該分野における世界的にトップレベルの研究者（３～５人）であり、アカデミーのボードにより指名される。評価委員会の委員長は、当該研究分野において権威のある学者であり、マネージメント面での経験もあり、かつ、当該研究機関と直接の関係がないオランダ人がなる。評価を受ける研究機関には、委員候補を推薦する機会が与えられている。

評価委員会に課せられている任務は、過去５年間の研究機関の業績が国際的水準からみて満足できるものであったか、前回の評価で課された目標を達成できたか、を評価するとともに、研究機関のリーダシップ、組織及び研究環境（機器等の整備状況等）の質をみることである。また、当該研究分野の国内的及び国際的発展状況からみて、当該研究機関が優れている点、弱点についての意見書を作成することである。さらに、研究機関の研究計画及び研究体制の評価とともに、研究機関のアカデミックミッションや研究機関の長が作成した今後５年間の研究機関の方針についての評価も含まれる。

⑤　評価のプロセス

実際の評価プロセスとしては、まず、評価委員会は、研究機関の訪問調査（サイトビジット）を行う数週間前に、当該研究機関についての資料一式をもらう。これは、アカデミーが事前に質問を作成し、研究機関がそれらの質問に回答したものが中心である。情報としては、研究機関の長による自己評価、将来のビジョン、アカデミックアウトプット（出版物数、引用数、どのジャーナルに載ったかなど)、スタッフについてなどである。

事前資料による情報を受け取った後、研究機関との直接のコミュニケーションが始まる。まず、評価委員会の面前(アカデミーの担当職員も同席)で、研究機関の長が行うプレゼンテーションがある。その後、各ワーキンググループのリーダーが、研究活動、研究成果物についてのプレゼンテーションを行う。これらに対し、評価委員から厳しい質問がある。評価委員会は、その後、２日間研究機関を訪問し（サイトビジット)、研究官へのインタビューなどを行う。この研究機関訪問は、評価において非常に重要な要素と考えられている。評価では、専ら研究の質が最優先事項であるが、研究機関の長から常にマネージメントについての状況もヒアリングする。

⑥　評価の結果

評価では、過去５年間の評価と将来５年間の評価の両方を含む。

将来の評価は、研究ユニット毎（課又はセクションといった研究体制の単位）の研究計画に基づくものになる。評価委員会は、研究機関の長が作成した今後５年間の活動方針に対し批判的な評価を行い、将来の方向性についての勧告を行う。

過去の評価では、国際水準に照らし、研究成果についてコメントする。評価の対象は、研究機関の各研究ユニット（７人程度）のレベルまで含まれる。研究の質の評価では、外部資金の導入の数、講演数、各種受賞の数などの指標が用いられる。研究成果のほか、評価委員会は、組織としての研究機関の質についても評価を行う。研究体制、研究機関の組織、研究計画に関する政策決定の方法、分野間の協力・調整、出版政策などがそれに該当する。研究設備の整備状況、人材や設備投資に関する意思決定方法なども評価される。

評価委員会は、研究機関の研究の方向性、研究成果及び果たすべき役割などについて、研究機関全体及び個々の研究ユニット毎に、理由をつけた評価報告書を作成する。この中には、リーダーシップの質についての評価報告も含まれる。さらに、研究機関の方針や将来の役割についての勧告も含まれる。評価結果は、excellent、very good、good、satisfactory、unsatisfactoryの５段階でだされ、その理由も付される。

このようにして作成された評価報告書は、アカデミーのボードに提出される。報告書の取り扱いは、厳秘である。ボードは、コメントを求めるため、当該研究機関のボード、当該研究機関のボードの元に設置されている科学諮問委員会、及び当

該研究機関の長に報告書を配布する。これらからのコメントが付加された後、最終報告書になる。

アカデミーのボードは、最終報告書についてボードとしての視点を作成するとともに、最終報告書の概要版を作成する。これら２つの文書（視点と概要版）は、評価委員会の議長、研究機関のボードの議長及び研究機関の長によって検討される。その検討を踏まえて、アカデミーのボードは、最終的な視点と概要版を確定し、これを教育文化科学大臣に提出する。これらの文書は、公表される。

⑦　結果の反映

評価の結果は、アカデミーのポリシー作成に最も重要な影響をもたらしており、これに基づき、各研究所の方向性、研究所の人事（リーダーの変更等）、今後の資金配分などを決めていくことになる。

４　ドイツにおける研究評価

⑴　ドイツにおける公的研究機関

ドイツにおける公的研究機関は、その所属により大きく３つに分類することができる。

①大学所属の研究機関、②連邦政府ないし州政府の省に所属する研究機関、③学術中間機構に所属する研究機関、である。

学術中間機構（以下、中間機構）とは、公的研究機関と政府との橋渡しをする組織であり、行政機構からは独立している。その任務は、行政と研究の間の意見調整、研究資金の配分、配分決定のための研究評価、学術政策に関する国への助言などである。ドイツにおける中間機構としては、MPG（マックスプランク学術振興協会）、FhG（フラウン・ホーファー応用研究振興協会）、HGF（ヘルマン・フォン・ヘルムホルツ・ドイツ研究センター共同体）、WGL（ゴッドフリード・ヴィルヘルム・ライプニッツ科学共同体）、WR（学術評議会）などがある。

⑵　研究資金の流れ

ドイツは、連邦と州の二元構造を基本的枠組みとしていることから、公的研究機関への資金提供についても、連邦政府と州政府により共同して行われている。政府からの資金のほか、民間からの寄付や産業界からの資金供与もある。

中間機構においては、配分する研究資金の多くを政府に依存しているが、傘下の研究機関の性格によって資金を配分する比率が異なる。例えば、MPGの研究機関は基礎研究を行っているが、大半を政府からの資金に依存しており、そのうち90%が連邦政府からの資金である。これらの資金は、上部組織であるMPGに資金の配分権がある。つまり、連邦・州からの予算が、まとまった形で上部組織である中間機構に配分され、その後傘下の研究機関に配分されるしくみになっている。FhGもMPGも同様の比率で、連邦・州から配分された予算を、傘下の研究機関に配分している。しかし、FhGは応用研究を行っている研究組織であるため、政府以外（たとえば産業界）から調達する競争的資金などもあり、連邦政府が負担する比率は全体の30%程度になっている。

反対に、WGLのように各研究機関への研究資金の配分権を持たない中間機構もある。WGLの研究機関は、ブルーリスト研究機関[2)]と呼ばれ、基礎と応用の中間にあたる研究を実施しているが、各々の研究機関がそれぞれ連邦と州と直接交渉す

---

2)　現在は、WRがこれらの研究機関の評価を行っているが、将来的には、WGL機関として、WGLがWRに替わって研究評価を行うことが予定されている。

表　1995年時点における大学以外の研究機関

中間機構	資金(Billion DM)	所属機関の数	連邦と州の比率
Max Plank Institutes	1.5	72	50：50
Fraunhofer Institutes	0.5	54	90：10
National Research Centres	3.0	16	90：10
Blue List institutes	1.3	82	50：50

出所：WRのFriedrich Tegelbekkers氏の提供によるもの
注：National Research Centresは「ヘルマン・フォン・ヘルムホルツ研究センター協会（HGF）」に名称変更された

ることによって、資金を得ている。WGL自体に配分権はなく、逆に傘下の研究機関からWGLの運営資金が再配分されている。連邦と州の負担の比率は、それぞれ50%ずつである。

⑶　ドイツにおける研究評価

イギリスやオランダに比べて、ドイツの研究評価の歴史は浅い。しかし、近年、中間機構レベルでは、傘下の研究機関に対し外部評価委員会による評価を実施してきており、改善を加えつつ評価システムを確立していこうとしているところである。

中間機構レベルで行われている研究評価には、次のような特徴がある。

まず、評価の目的の第一は、研究の質の改善である。しかし、政策における重要性という観点も評価の基準には含まれている。評価の結果、質的に良くないということになると、その研究プロジェクト又は研究機関は廃止するという、厳しい結果を導くことになる。つまり、研究プロジェクト又は研究機関を廃止するか存続させるかを判断するための手段として評価が行われている。

評価の体制としては、オランダ同様、外部評価委員会を組織するが、研究分野の専門家のみならず資金の出し手である州及び連邦政府の代表者も評価委員会に参加していることはオランダとは異なる点である。

また、評価のプロセスにおいては、訪問調査を重視し、研究官との対話も行うが、評価の主眼は、まず研究所の閉鎖か否かに置かれ、存続との判断が出されて始めてより良い研究活動に向けた勧告が行われることになる。

⑷　WR（学術評議会）における研究評価の実例

①　WRの概要

WRは、州及び連邦政府の諮問機関（両政府からの50%づつの予算により運営）であり、学術政策全般に関して州及び連邦政府に勧告することを目的とする。研究機関に対し研究資金を配分する機関ではない。WRは、研究（及び研究機関）の出資者である州及び連邦政府からの依頼により研究評価を行っている。

WRの組織としては、評議会が最高意思決定機関であり、連邦からの代表者６人及び州からの代表者16人からなる運営委員会と、学者32人からなる科学委員会のメンバーをもって構成される。これらのメンバー（評議会委員）は、公式には連邦大統領が任命する（実際にはドイツ学術協会などによる提案）。３年の任期で、プラス３年まで任期は延長できる。評議会の決議事項は２/３以上の賛成でもって決定される。評価の勧告については、コンセンサスが重視されており、コンセンサスにより勧告がだされる。評議会委員は名誉職であり、報酬はない。評価という仕事自体が学術シ

ステムに含まれている研究者の仕事であるという認識である。

WRの事務局は、各研究機関に対して同じ基準で評価が行われるように評価プロセスを準備・調整している。また、評価を行う際に学者は口頭でコメントを伝えるだけで、実際に報告書の文章を書くのは事務局の仕事である。

② 評価対象機関

評価の対象となっているのは、連邦と州の予算（50%ずつ）から運営される国営研究機関である80の「ブルーリスト研究機関」である。

③ 評価の目的

評価の目的は、①学術の質の改善、②研究機関の柔軟性の確保（良いものは支援し、良くないものは外す）ことである。よって、各研究機関の評価では、研究機関を持続すべきか否かということまで勧告されることになる。

④ 評価の基準

評価基準の第一は、学術研究の質である。13の評価指標（国際性、専門雑誌への掲載、第三セクターとの連携、国際協力など）があり、研究の質をはかる。研究の質を評価する上で、研究所の運営、テーマ、研究結果など幅広く評価対象になる。

研究の質のほか、政策的な重要性という基準でも評価をする。すなわち、政策にどの程度重要であり、そのためにどの程度援助する価値があるのかどうかといった基準である。ここでは、一地域に偏った研究分野ではなく、地域を越えた研究になっているかという点が重要である。

学術の質と政策的な重要性という基準は、両方が重ならない場合も多い。この場合は、WRの評価勧告としては、良い品質のものでなければ良い政策勧告は出せないという考えから、学術の質に優先度を置いた勧告が出される。これまでの評価においても、政策的に重要であっても質が悪ければ、評議会としては、閉鎖の勧告を出している。政策ばかりの研究機関であるとの評価結果になれば、各省庁の部門別研究機関に変えるべきとの勧告を出すことになる。

⑤ 評価方法

各研究機関に対し、定期的（５年～８年）に外部の専門家からなる評価グループによる評価を実施している。評価グループは、各研究機関の評価を実施する都度、連邦政府の代表者、州政府の代表者及び外部の専門家（当該研究分野の専門家）により組織される。具体的には、評議会の学者（１～２名)、研究分野の専門家（６～７名を海外からも招聘する。毎回異なる。)、州及び連邦の代表で研究機関と直接関わりを持たない人、ゲスト（評価決議には参加しない人３～４名。州の代表者、他のブルーリスト機関の長及び事務局など）からなる。研究機関は委員選定にも参加しないため、完全な外部評価と言える。

評価のプロセスとしては、まず研究機関に質問状を出し、回答をもらう。その後、評価グループが、２日にわたり研究機関を訪問する（サイトビジット)。

評価は質的なものを重視しており、量的な評価はしていない。結局のところ、質問状と現地での訊問で判断をすることになる。また、評価の際には、直接の対話を多く行っている。結果的に援助の可否が絡むから真剣なやりとりになる。

存続という評価の結論が出てはじめて、研究所に対するアドバイスを行うことになる。アドバイス的な部分は勧告という形で評価報告に組み込まれる。

サイトビジットの後、評価グループからの結果がWRの評議会に報告され、評議会で決議したあ

と政府に勧告される。

⑥　評価結果の反映

評議会で決議された結果は公開され、評議会の勧告に基づき政府（連邦と州の両方のコンセンサスにより結論をだす）が最終的に閉鎖するかどうかを決断する。研究機関は国家のものであり、質が低ければ国家がまた閉鎖することになる。

政府は、必ずしも評議会からの勧告を受け入れるとは限らない。例えば、環境を扱う研究機関は、学術的な質は低かったと評議会からの勧告が出されたが、政府としては、分野が重要であるので閉鎖すべきでないと主張しており、引き続き継続審議が行われているといった例もある。

5　終わりに

今回調査を行ったイギリス、オランダ、ドイツにおいては、評価を実施する目的を明確に定めそれに即した研究評価システムを確立している。評価の目的、実施方法、結果の反映の仕方等はそれぞれ異なっているが、３国に共通して言えることは、評価が研究活動の一環として当然行われるべきものとしてとらえられており、評価される側も評価する側も、前向きかつ真剣に評価活動に取り組んでいることである。これは、評価が多大な労力や時間を費やす作業であるにもかかわらず、研究活動の改善等に大きな役割を果たしてきていることが認識されているからであろう。

これらの国々の評価システムをそのまま我が国の研究機関に適用することは、各種状況等も異なることから、適当とは言えないが、我が国に適した研究評価の在り方を検討していく上で、これらの国々から学ぶべき点は多々あろうかと思われる。それらを参考にしつつ、個々の研究機関の性格や目的等を踏まえた上で、何のために評価を行うのかを明確にし評価の在り方を検討していくことが必要であろう。